

平成31年第1回区議会定例会提出議案

第1 条例

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

- ア 超過勤務の上限時間に係る規定を設ける。
- イ 上記アの改正に伴い、次に掲げる条例の規定の整備を行う。
 - (7) 職員の給与に関する条例
 - (4) 幼稚園教育職員の給与に関する条例
 - (9) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(2) 施行期日

平成31年4月1日

3 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

- ア 保険料率及び賦課割合を改め、下記(3)の政令により国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、賦課限度額を改める。

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の7.32 → <u>100分の7.25</u>	100分の2.22 → <u>100分の2.24</u>	100分の1.29 → <u>100分の1.34</u>
均等割	39,000円 → <u>39,900円</u>	12,000円 → <u>12,300円</u>	15,600円
賦課割合 (所得割：均等割)	64：36	64：36	53：47 → <u>54：46</u>
賦課限度額	580,000円 → <u>610,000円</u>	190,000円	160,000円

- イ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

下記(3)の政令により国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

- ・ 5割軽減対象世帯 275,000円 → 280,000円
- ・ 2割軽減対象世帯 500,000円 → 510,000円

(2) 施行期日

平成31年4月1日

(3) 参考

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号）
公布 平成31年1月25日 施行 平成31年4月1日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206